

○神奈川大学学則

昭和24年4月1日

施行

第1章 総則

第1条 神奈川大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）にのっとり、一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を育成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献することを目的とする。

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、関係法令の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、これを公表するものとする。

2 本大学は、前項の点検及び評価の結果について、6年ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるとともに、本大学以外の機関が行うその他の評価等を通じ、その検証並びに教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

3 前2項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第1条の3 本大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

- (1) 本大学の教育研究上の目的に関すること。
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- (8) 授業料、入学金その他の本大学が徴収する費用に関すること。
- (9) 本大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

第2条 本大学に法学部、経済学部、経営学部、外国語学部、国際日本学部、人間科学部、

理学部、工学部、建築学部、化学生命学部及び情報学部の11学部を置く。

- 2 各学部の修業年限は、4年とする。
- 3 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3条 法学部には法律学科及び自治行政学科を、経済学部には経済学科及び現代ビジネス学科を、経営学部には国際経営学科を、外国語学部には英語英文学科、スペイン語学科及び中国語学科を、国際日本学部には国際文化交流学科、日本文化学科及び歴史民俗学科を、人間科学部には人間科学科を、理学部には理学科を、工学部には機械工学科、電気電子情報工学科、経営工学科及び応用物理学科を、建築学部には建築学科を、化学生命学部には応用化学科及び生命機能学科を、情報学部には計算機科学科及びシステム数理学科を置く。

第3条の2 前2条に規定する各学部又は各学科の教育研究上の目的については、学部ごとに規程をもって定めるものとする。

第4条 本大学には附属図書館及び附属研究所をおく。

- 2 附属図書館及び附属研究所に関する規程は、別に定める。

第5条 本大学に次の職員を置く。

学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員、技術職員

- 2 前項のほか、副学長及び学長補佐を置くことができる。

第5条の2 学長は、本大学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 学部長は、学部を代表し、学部に関する校務をつかさどる。
- 3 副学長は、学長を補佐し、学長から権限の委任を受けた校務をつかさどる。
- 4 学長は、前項の規定により副学長に校務の一部の権限を委任したときは、速やかに当該権限の内容及び受任者その他当該権限の行使に必要な事項について評議会に報告するとともに、これを告示しなければならない。
- 5 学長補佐は、学長から委任された業務について、学長を補佐する。

第6条 本大学の重要事項を審議するために評議会を置く。

- 2 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 各学部から教授、准教授及び助教のうち2名

- 3 学長は、次に掲げる事項を決定するに当たっては、評議会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 学部間の連絡調整に関する事項
 - (2) 学則その他重要な規則等の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 予算案編成及び決算処理の方針に関する事項
 - (4) 学部、学科その他重要な施設及び組織の設置又は改廃に関する事項
 - (5) 教員人事の基準に関する事項（教員定員に関する事項を含む。）
 - (6) 学生の定員に関する事項
 - (7) 学生の生活指導、福利厚生及びその身分に関する事項
 - (8) その他学長が諮問すべきであると判断する事項
- 4 学長は、評議会が答申した内容と異なる決定をした場合、又は前項ただし書の規定により評議会に諮問せずに決定した場合には、直近の評議会において、その理由及び当該決定の内容について説明するものとする。
- 5 評議会に関しては、前各項に規定するもののほか、別に定めるところによる。
- 第6条の2 本大学の各学部、に、学校教育法（以下「法」という。）第93条第1項に規定する教授会を置く。
- 2 教授会は、学部ごとに、その所属する教授、准教授及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 学長は、前項第3号の規定に基づき当該事項を定める場合には、あらかじめ教授会の意見を聴き、その意見を十分に参酌した上で定めるものとし、これを定めたときは、速やかに告示しなければならない。
- 5 教授会は、第3項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 教員人事に関する事項
 - (2) 研究に関する事項
 - (3) 教育に関する事項
 - (4) 学生の転部、転科、休学、退学その他身上に関する事項

- (5) 学部予算の作成及び執行に関する事項
 - (6) 学長から諮問された事項
 - (7) 学部長から付議された事項
 - (8) その他教授会が必要と認めた事項
- 6 学長等は、第3項及び前項の規定により教授会が述べた意見の内容と異なる決定をした場合には、直近の評議会又は当該学部の教授会において、その理由及び当該決定の内容について説明しなければならない。ただし、学長が教授会に説明する場合は、書面によることができる。
- 7 教授会の審議手続に関する規程は、評議会の審議を経て理事会がこれを定める。

第2章 教育課程及び履修方法

第7条 各学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。
- 3 各学部における授業科目の名称、単位数、年次配当及び履修方法は、別表第1のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、教授会の審議を経て、その一部を変更することができる。
- 4 前3項のほか、外国人留学生等のために必要な授業科目を置くことができる。
- 5 前各項のほか、教科及び教職に関する科目、社会教育主事・学芸員の資格取得及び日本語教員養成のために必要な授業科目を置く。

第8条 学生は、前条により自己の所属する学部、学科の所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 学生は、各学部、学科の定めるところにしたがい他の学部、学科の授業科目を履修することができる。
- 3 教育職員の免許状を取得しようとする者のために教職課程をおく。
各学部、学科の教育課程に応じた中学校及び高等学校の教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目については、別表第2のとおりとし、免許状の種類は、別表第3のとおりとする。
- 4 社会教育主事の資格を得させるために必要な授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。

りとする。

- 5 学芸員の資格を得させるために必要な授業科目及び単位数は、別表第5のとおりとする。
- 6 日本語教員養成のために必要な授業科目及び単位数は、別表第6のとおりとする。
- 7 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修科目届を提出しなければならない。
- 8 前各項のほか、各学部、学科の履修については、別に定める。

第8条の2 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関する規程は、別に定める。

第9条 削除

第3章 修了認定及び卒業

第10条 各履修科目の修了は、試験その他の方法によって当該科目担任者がこれを認定する。

- 2 成績は秀、優、良、可、不可の5段階に分けて評価し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 合格者は、第7条の別表第1に規定する単位数を取得したものとする。

第10条の2 前条に規定する単位の認定は、授業科目の履修が修了する学年末又は学期末において行う。

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、5時間の講義及び20時間の実験の授業をもって1

単位とすることを基準とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

第12条 前条第1項に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前項に規定する授業の方法により修得できる単位数は、60単位を限度とする。

第12条の2 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本大学の第1年次に入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認められる場合に限り、教授会の審議を経て、本大学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定による単位認定は、60単位を超えない範囲内で行う。
- 3 前2項の規定による単位認定と関連して修業年限の短縮は行わない。
- 4 単位認定の手続等に関する規程は、別に定める。

第13条 本大学学生であって、他大学における授業科目履修を希望する者があるとき、審査のうえ教育上有益と認められる場合に限り、学部長は、教授会の審議を経て、これを許可することができる。

- 2 学部長は、教授会の審議を経て、学生が前項の規定により授業科目について修得した単位を本大学において修得したものとして認定することができる。ただし、認定し得る単位数は、前条により認定する単位数と合わせて60単位を限度とする。
- 3 前2項に関する規程は、別に定める。

第13条の2 本大学学生であって、入学前又は入学後に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修は、教育上有益と認められる場合に限り、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

- 2 前項により認定し得る単位数は、第12条の2及び前条により認定する単位数と合わせて60単位を限度とする。
- 3 前2項に関する規程は、別に定める。

第14条 本大学に通算して4年以上在学し、第8条から前条までに規定する方法で所定の授業科目及び単位数を履修取得した者に対しては卒業を認める。ただし、留学中の者に

についてはその留学期の終了後とする。

第15条 本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学位の授与は、神奈川大学学位規程の定めるところによる。

第4章 学年、学期及び休業日

第16条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 学年を分けて次の2期とする。ただし、前学期の終了日、後学期の開始日は、学年暦編成上の必要により変更することがある。

前学期 4月1日に始まり9月30日に終わる。

後学期 10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本大学創立記念日5月15日

(4) 春季休業 3月21日から3月31日まで

(5) 夏季休業 7月11日から9月10日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(7) 前各号に掲げるもののほか、学長が指定する日

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、同項の休業日を授業日に変更することができる。

第5章 入学

第19条 -省略-

第20条 入学時期は、学年の初めとする。ただし、学長は、教授会の審議を経て、後学期の初めとすることができる。

第21条 本大学に入学する者は、次の各号のいずれかに該当する者であることを要する。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本大学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

第22条 本大学に入学を許可される者は、所定の入学試験に合格した者に限る。

第23条 本大学在学者で他の学部、学科に転部・転科を希望する者は、選考のうえこれを許可することがある。

2 前項の転部・転科者の在学年数については、元の学部、学科の在学年数の全部又は一部を算入することができる。

第24条 本大学への編入学、転入学又は再入学を希望する者については、次の各号のいずれかに該当する者について選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「省令」という。）附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了又は卒業した者
- (4) 法第 132 条に定める専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 法第 88 条に定める大学の学生以外の者として大学において一定の単位を修得した者
- (6) その他前各号に定める者と同等の資格があると認められるもの

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、その者の申請に基づき教授会の審議を経て、学長が決定する。
- 3 第1項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、教授会の審議を経て、学長が決定する。

第25条 削除

第26条 外国人で入学を希望する者については選考のうえ特別学生として入学を許可することがある。

第27条 入学の許可を受けた者は、所定の書式による誓約書、保証人の保証書及び本大学所定の書類を提出し、入学金、授業料その他所定の納入金を納入しなければならない。

第28条 前条の保証人は、父母又はこれらに準ずるもので独立の生計を営む成年者であることを要する。なお、保証人として不適当と認めたときはその変更を命ずることがある。

第29条 保証人は、学生在学中に関する一切の事項につきその責に任ずるものとする。

第30条 保証人が死亡その他の事由で、その責務を尽くし得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

第6章 科目等履修生、委託生及び研究生

-省略-

第7章 休学、留学、退学、転学及び除籍

第41条 病気その他の事由により長期にわたって修学することができない者は、所定の手續を経て休学を願い出るものとする。

- 2 休学は、1学期又は1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することができる。

- 3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

第42条 病気の事情によっては休学を命ずることができる。

第43条 休学の事由がやんだときは、復学を願い出るものとする。

- 2 復学は学期又は学年の始めとする。

第44条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第45条 外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする者が、保証人連署のうえ、そ

の旨を願い出たときは、留学を許可することができる。

- 2 留学期間は、第14条に定める修学年限に算入することができる。
- 3 留学期間中外国の大学において修得した単位数については、第13条の規定を準用する。
- 4 留学期間中、学生は、授業料その他の学生納入金を別に定めるところにより納入しなければならない。
- 5 留学に関する学内手続その他については、別に定める。

第46条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を出さなければならない。

第47条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を具し、保証人連署のうえ願い出て許可を受けなければならない。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、本大学より除籍する。

- (1) 在学8年を超えてなお卒業し得ない者
- (2) 進級制を実施している学部・学科の学生で、在学4年を超えてなお3年次への進級要件を満たし得ない者
- (3) 所定の授業料、履修費、研修料その他の納入金を期日までに納入しない者

第8章 授業料、履修費、研修料その他の納入金

第49条 授業料、履修費、研修料その他の納入金の額は、別表第7に定める。

第50条 授業料その他の納入金は、毎学年の初めにその全額を納入するものとする。ただし、別に定めるところにより分納を認める。

第51条 休学期間中の授業料その他の納入金は、別に定めるところにより減額する。ただし、1分納期を全休した者に限る。

第52条 学年の中途において退学した者又は除籍された者もその学年の授業料その他の納入金は、納入しなければならない。

第53条 既納の授業料その他の納入金は、いかなる理由があっても一切返還しない。

第9章 奨学制度

第54条 本大学に給費、貸費及び学費減免の奨学制度をおく。

- 2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

第10章 賞 罰

第55条 一般の模範とするに足る行為のあった学生を褒賞することがある。

第56条 法令若しくは本大学の諸規則示達に違反した者又は学生としての本分に反した者については、学長はこれを懲戒する。

2 懲戒の手續については、省令第26条第5項の規定に基づき学長が別に定める。

第57条 削除

第11章 寄宿寮

-省略-

附 則

1 本学則は、令和6年4月1日から施行する。

※本学則は別表を省略しております。